

実務基礎講座「人事・労務担当者のための労基法」

～労基法違反を犯さないために、元監督官の講師が分かりやすく解説します～

主催 一般社団法人 新宿労働基準協会（幹事）

一般社団法人 三田労働基準協会

労働基準監督署による臨検監督においては、労働時間、割増賃金等の基本的事項について、過半数の事業場で法違反が指摘されています。労基法違反に対しては、是正勧告ばかりでなく、刑事罰が科されることがあります。

人事・労務担当者のために必要な基本的事項について、労基法の実務基礎講座を開催します。新任担当者を含め、多数ご参加下さい。

1 日 時 2021年6月17日（木）10：00～16：30（開場・受付は9：30～）

2 場 所 「B12新宿 研修室A」 新宿区西新宿6-8-2（裏面地図参照）

3 内 容

- ・労働者と請負の違いとは？
- ・労働契約と解雇・退職の手続き
- ・割増賃金
- ・就業規則の整備と運用
- ・労基法違反と会社の刑事責任
- ・管理職の労務管理の5原則
- ・労働時間の適正な把握と36協定による上限規制
- ・4か月給付休暇制と時季指定義務
- ・賃金請求の消滅時効期間の延長

4 講 師

北岡社会保険労務事務所 代表（元労働基準監督官）

東洋大学法学部講師 北岡 大介 氏

主な著書 「働き方改革」まるわかり（日本経済新聞出版社）

「同一労働同一賃金」まるわかり（日本経済新聞出版社）

5 受講料（テキスト代、消費税含む）※協会正会員は5,500円、非会員は6,600円 ※

2021年6月10日（木）までに記口座宛お振込み下さい。

銀行名 三菱UFJ銀行 田町支店 口座番号 普通預金 0397963

口座名義 一般社団法人三田労働基準協会

※振込人名の前に、講習会の日を入り下さい（例0617 〇〇カイシャ等）

6月10日までの取消しは受講料を全額返還します。

振込手数料はご負担下さい。以降の取消しは返還できません。

6 受講申込（定員40名）

裏面申込書にご記入の上、三田労働基準協会あてFax（03-3451-7692）によりお申込みください。

7 お問い合わせ先 （一社）三田労働基準協会 03-3451-0901